

議案第 17 号

橋本市保育所条例の一部を改正する条例について

橋本市保育所条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市立保育所条例の一部を改正する条例

橋本市立保育所条例(平成18年橋本市条例第134号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線及び太線の部分である。

改正後	改正前																																								
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第24条第1項の規定により、橋本市立保育所(以下「保育所」という。)を設置する。 (入所児童)</p> <p>第3条 保育園に入所できる者は、橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例(平成26年橋本市条例第 号)第4条の規定により保育を必要とする子どもと認められた児童とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="821 138 1412 1115"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸上保育園</td> <td>橋本市岸上200番地</td> </tr> <tr> <td>柏原保育園</td> <td>橋本市柏原372番地</td> </tr> <tr> <td>山田保育園</td> <td>橋本市山田628番地</td> </tr> <tr> <td>紀見保育園</td> <td>橋本市胡麻生323番地の1</td> </tr> <tr> <td>しみず保育園</td> <td>橋本市清水321番地</td> </tr> <tr> <td>三石保育園</td> <td>橋本市三石台三丁目22番地の5</td> </tr> <tr> <td>高野口こども園</td> <td>橋本市高野口町向島166番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	岸上保育園	橋本市岸上200番地	柏原保育園	橋本市柏原372番地	山田保育園	橋本市山田628番地	紀見保育園	橋本市胡麻生323番地の1	しみず保育園	橋本市清水321番地	三石保育園	橋本市三石台三丁目22番地の5	高野口こども園	橋本市高野口町向島166番地	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第35条第3項の規定により、橋本市立保育所(以下「保育園」という。)を設置する。 (入所児童)</p> <p>第3条 保育園に入所できる者は、橋本市保育の実施に関する条例(平成18年橋本市条例第135号)第2条の規定による保育の実施を必要とする児童と認められた児童とする。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" data-bbox="821 1115 1412 2110"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>橋本保育園</td> <td>橋本市東家二丁目2番14号</td> </tr> <tr> <td>橋本東保育園</td> <td>橋本市原田31番地</td> </tr> <tr> <td>岸上保育園</td> <td>橋本市岸上200番地</td> </tr> <tr> <td>柏原保育園</td> <td>橋本市柏原372番地</td> </tr> <tr> <td>山田保育園</td> <td>橋本市山田628番地</td> </tr> <tr> <td>紀見保育園</td> <td>橋本市胡麻生323番地の1</td> </tr> <tr> <td>しみず保育園</td> <td>橋本市清水321番地</td> </tr> <tr> <td>三石保育園</td> <td>橋本市三石台三丁目22番地の5</td> </tr> <tr> <td>伏原保育園</td> <td>橋本市高野口町伏原1078番地</td> </tr> <tr> <td>名古曾保育園</td> <td>橋本市高野口町名古曾480番地</td> </tr> <tr> <td>高野口こども園</td> <td>橋本市高野口町向島166番地</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	橋本保育園	橋本市東家二丁目2番14号	橋本東保育園	橋本市原田31番地	岸上保育園	橋本市岸上200番地	柏原保育園	橋本市柏原372番地	山田保育園	橋本市山田628番地	紀見保育園	橋本市胡麻生323番地の1	しみず保育園	橋本市清水321番地	三石保育園	橋本市三石台三丁目22番地の5	伏原保育園	橋本市高野口町伏原1078番地	名古曾保育園	橋本市高野口町名古曾480番地	高野口こども園	橋本市高野口町向島166番地
名称	位置																																								
岸上保育園	橋本市岸上200番地																																								
柏原保育園	橋本市柏原372番地																																								
山田保育園	橋本市山田628番地																																								
紀見保育園	橋本市胡麻生323番地の1																																								
しみず保育園	橋本市清水321番地																																								
三石保育園	橋本市三石台三丁目22番地の5																																								
高野口こども園	橋本市高野口町向島166番地																																								
名称	位置																																								
橋本保育園	橋本市東家二丁目2番14号																																								
橋本東保育園	橋本市原田31番地																																								
岸上保育園	橋本市岸上200番地																																								
柏原保育園	橋本市柏原372番地																																								
山田保育園	橋本市山田628番地																																								
紀見保育園	橋本市胡麻生323番地の1																																								
しみず保育園	橋本市清水321番地																																								
三石保育園	橋本市三石台三丁目22番地の5																																								
伏原保育園	橋本市高野口町伏原1078番地																																								
名古曾保育園	橋本市高野口町名古曾480番地																																								
高野口こども園	橋本市高野口町向島166番地																																								

すみだこども園	橋本市隅田町上兵庫 267 番地	橋本市隅田町上兵庫 267 番地
橋本こども園	橋本市東家二丁目 1 番 23 号	
応其こども園	橋本市高野口町応其 232 番地の 1	

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正は、橋本市支給認定及び保育の利用に関する条例（平成 26 年橋本市条例第 号）の施行の日から施行する。